

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

ボランティアセンター規程

(目的)

第1条 この規程は、ボランティアセンターの設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 このボランティアセンターは、ボランティア活動の拠点として、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備と、地域におけるボランティア活動の推進を図ることを目的として、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という）に設置する。

(名称及び位置)

第3条 ボランティアセンターの名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
厳原町ボランティアセンター	対馬市厳原町東里303番地1
美津島町ボランティアセンター	対馬市美津島町雞知乙1168番地1
豊玉町ボランティアセンター	対馬市豊玉町仁位94番地5
上対馬町ボランティアセンター	対馬市上対馬町比田勝578番地

(事務局)

第4条 ボランティアセンター事務局を本会各支所内に置く。

(事業)

第5条 ボランティアセンターは、第2条の設置の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ボランティアに関する調査、研究及び情報の提供
- (2) ボランティアに関する相談及び支援
- (3) ボランティアの育成及び推進
- (4) ボランティアの登録及び斡旋
- (5) 福祉事業への参加及び協力
- (6) 福祉教育の推進
- (7) ボランティア保険の加入促進
- (8) その他、ボランティアセンターの目的達成のため必要な事業
(ボランティアセンターの経費)

第6条 ボランティアセンターの運営に必要な経費は、補助金、社協会費、寄付金、善意銀行基金等において負担する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成17年3月23日より施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日より改正実施する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日より改正実施する。
- 4 この規程は、令和3年4月1日から改正実施する。